

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（概要）

1. 改正の概要

- 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）による出入国管理及び難民認定法等の一部改正により、マイナンバーカードの機能が付加された在留カード又は特別永住者証明書（特定在留カード・特定特別永住者証明書。以下「特定在留カード等」という。）の交付を申請することができるようになった。
- 上記の改正を受けて、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令第8条（在留カード関係）、第15条（特別永住者証明書関係）、第17条（電子証明書関係）及び第18条（マイナンバーカード関係）について、上記改正により新たに追加された事務を、申請等関係事務処理法人に行わせるために必要な規定の整備を行う。
- 新たに申請等関係事務処理法人に行わせることとする主な事務は次のとおり。
 - ① 特定在留カード等の交付を求める旨の申請の受理、申請の形式の確認及びその申請の出入国在留管理庁長官への送付
 - ② ①の申請者が行う申請書等の提出を受けると及び提示される旅券の確認を行うこと（申請者が旅券を提示することができない場合は、その理由を記載した書面の提出を受けると）
 - ③ 作成された特定在留カード等の記載事項を確認すること
 - ④ 出入国管理庁長官が交付した特定在留カード等を受領し、申請者に引渡すこと
 - ⑤ 特定在留カード等の交付申請又は特定在留カード等の引渡しの際に、申請者の本人確認を行うこと

2. 施行期日

- 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行の日（令和8年6月14日）